

平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 サカタインクス株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 森田 耕太郎
(コード番号 4633 東証第一部)
問い合わせ先 広報・IR 室長 渕野 昌弘
(TEL 03-5689-6601)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 136 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業の現状に即し、目的事項を整理するとともに、今後の事業展開に対応するため、事業目的の変更を行うこととし、現行定款第 3 条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定として、変更案第 23 条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えるため、補欠監査役に関する規定を新設することとし、現行定款第 24 条（監査役の選任）および第 25 条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他条文の新設に伴い、条数の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 2 条 (省 略)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の製品の製造、加工および販売	1. 次の製品の製造、加工および販売
(1) 各種印刷用インキおよびワニス	(1) 各種印刷用インキ、 <u>ワニスおよび機能性材料</u>
(2) ～(8) (省 略)	(2) ～(8) (現行どおり)
2. ～4. (省 略)	2. ～4. (現行どおり)
(新 設)	5. <u>画像・音声・データ等の情報処理サービス、情報通信サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、製作、販売、賃貸借、管理</u>
5. (省 略)	6. (現行どおり)
(新 設)	7. <u>太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売</u>
6. (省 略)	8. (現行どおり)
第 4 条～第 17 条 (省 略)	第 4 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 18 条～第 22 条 (省 略)	第 18 条～第 22 条 (現行どおり)
(新 設)	(社外取締役の責任免除)
	第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
第 23 条 (省 略)	第 24 条 (現行どおり)
(監査役の選任)	(監査役の選任)
第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第 25 条 (現行どおり)
(新 設)	② 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(新 設) (監査役の任期) 第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 第 26 条～第 34 条 (省 略) 以 上	③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第 26 条 (現行どおり) ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第 2 項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u> 第 27 条～第 35 条 (現行どおり) 以 上
--	---

以 上